

平成29年 2 月

平成29年度施政方針
と
予算議案・議案の概要

いちき串木野市

I. 施政方針

はじめに

本日ここに、平成29年第1回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、市政に対する所信を表明するとともに、予算議案の概要及び議案の概要について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

昨年は、地震や豪雨などの自然災害が全国各地で発生した中、熊本地震では2回にわたり震度7を記録し、多くの家屋の倒壊や大規模な土砂崩れの発生により尊い人命が失われました。

ここに改めて哀悼の意を表しますとともに、一日も早い復興を心より願うところであります。

さて我が国経済は、雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調が続いておりますが、英国のEU離脱や米国の新大統領就任の影響など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

こうした中、国においては、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」や「ニッポン一億総活躍プラン」などの着実な実行により地域経済の早期回復に取り組み、経済好循環の更なる拡大を実現することとしております。

本市においても、人口減少と少子高齢化、それに伴う地域経済の縮小の克服のため、総合戦略や総合計画を積極的に推進し、山積する課題に対し真正面から向き合い、市民の皆様と知恵を出しあいながら、地域活性化へ向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

平成29年度は、いちき串木野市第2次総合計画がスタートする重要な

年であります。これまでの10年間の積み重ねを礎にして、本市の地域特性や可能性を最大限生かしながら、活力と魅力あるまちを目指して更に邁進し、将来都市像である「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現に向けて、積極果敢に取り組んでまいり所存であります。

それでは、平成29年度に展開する主要な施策について、総合計画の4つの基本方針の項目ごとに御説明申し上げます。

1. 市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

(1) コミュニティ

自治基本条例に基づき、市民が主役のまちづくりを実現するため「共生・協働のまちづくり」を進めてまいります。

まちづくり協議会では、「地区まちづくり計画」に基づく各種事業が進められており、運営や事業に対する補助制度の拡充や地区担当職員の配置、地域リーダー養成研修など積極的な支援に努めるとともに、野平交流センターについては9月の完成を目指してまいります。

また、地域の様々なニーズに応えるため新たに、コミュニティ自動車の導入に向け検討を進めるとともに、自治公民館建設整備事業の対象を拡大し地域活動を積極的に支援してまいります。

男女共同参画については、講座等の開催により確かな理解を深めるとともに、第3次男女共同参画基本計画を策定してまいります。

(2) 行財政

行政改革については、持続可能な財政基盤の確立を図るため、平成32年度までを推進期間とする第3次行政改革大綱に基づき、効率的な行政運営に向けて、さらに職員定員の適正化等を進めるとともに、新たな財源の確保や公共施設の見直し等さらなる取組を進めてまいります。

人材育成については、職員の資質向上のため、鹿児島県のほか自治体国際化協会派遣職員のシンガポールへの赴任など、高い専門性と広い視野を持つ職員の育成に努め、多様化する施策の推進につなげてまいります。

広域行政の推進については、鹿児島市との連携中枢都市圏の協定締結により、市民サービスの向上、雇用の場の創出、人材育成、地域資源を生かした交流人口の拡大に向けた取組等を強化し、圏域全体の浮揚発展へとつなげてまいります。

2. 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

(1) 生活環境

ごみ処理については、平成26年度から取り組んできた最終処分場の建設は最終年度を迎え、引き続き着実な進捗を図ってまいります。

水道事業については、5地区の簡易水道を上水道に統合し、羽島地区の萩元配水池及び川上地区の水源地整備等を実施するなど、安定した供給に努めてまいります。

下水道事業については、引き続き合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、公共下水道事業では、処理場の長寿命化を実施してまいります。

環境の保全については、近年、生活環境に影響を及ぼしている野良猫等の適正な飼養・管理について地域と一体となって改善策を検討してまいります。

防災については、防災メール配信システムを導入するなど、平素からの備えを進めてまいりました。今後、さらに自主防災組織の育成を図り、自助・共助による防災活動を推進するとともに、総合防災訓練等を通じて、防災・減災意識の醸成に努めてまいります。

また、災害時対応の充実を図るため、災害対策本部の機能を持つ防災センターの整備に向け準備を進めてまいります。

原子力防災では、羽島地区において住民避難に係る調査に取り組んでおり、引き続き国・県と連携を図りながら、避難計画の実効性を高めるよう努めるとともに、屋内退避施設の放射線防護対策についても、国に要請してまいります。

消防については、消防・救急デジタル無線の効果的な運用を図るとともに、高規格救急自動車や救急救助資機材等の更新を行ってまいります。

救急・救助業務においては、救急救命士や救助隊員等の養成及び資質向上を図り、市民の安心安全の確保に努めてまいります。

消費者行政については、複雑・巧妙化する諸問題へ適切に対応するため、持続的に出前講座や広報紙等を活用した啓発活動、相談会等を実施してまいります。

エネルギー対策については、昨年市が出資して設立した地域電力会社「いちき串木野電力」の安定運営とサービス向上に取り組むとともに、民間事業者による洋上風力発電や木質バイオマス発電設置へ向け基本計画を策定するなど、「環境維新のまちづくり」を進めてまいります。

(2) 保健医療福祉

少子化対策については、新たに、結婚に伴う新生活の費用に対し支援を行うほか、「子ども・子育て支援事業計画」に沿って、妊娠・出産、育児、次代を担う子どもの育成まで、切れ目のない支援を展開してまいります。

母子保健事業では、不妊治療費や妊婦健康診査の助成等を継続して行うほか、新たに小児予防接種のスケジュールを保護者のスマートフォン等に自動配信するシステムを導入し、接種率の向上に努めてまいります。

育児では、未来の宝子育て支援金制度のほか、中学3年生までを無料とする子ども医療費の助成を実施するなど負担の軽減を図るとともに、羽島保育園の園舎整備に対し支援を行ってまいります。

市民の健康管理として、引き続き高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種や前立腺がん検診・腹部超音波検診の助成を実施し、感染予防や疾病の早期発見と負担の軽減を図るとともに、串木野健康増進センターと市来保健センターの防水工事等を行ってまいります。

高齢者福祉については、住み慣れた自宅や地域で、医療・介護・福祉といったサービスが一体的に受けられるよう施策の充実を図るとともに、次期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定するほか、串木野高齢者福祉センターの改修を実施してまいります。

また、ころばん体操の更なる普及拡大や、新たに地域おこし協力隊を活用した運動教室等を開催するなど介護予防に努めながら、健康づくりアドバイザーの招聘により住民主導の健康づくりを展開してまいります。

社会保障については、平成30年の国民健康保険事業の鹿児島県との共同運営に備え、円滑な移行と事業実施ができるよう努めてまいります。

障がい者福祉については、障害者福祉計画を策定しサービスが適切かつ円滑に行われるよう取り組むこととし、療育園閉園後は障がい者等基幹相談支援センターに保育士を配置し、障がい児から障がい者まで切れ目のない相談支援体制の充実を図ってまいります。

生活困窮者対策については、生活困窮者自立相談支援員等の包括的な相談支援により自立を支援するとともに、生活保護制度の適正な実施に努めてまいります。

(3) 教育文化

学校教育については、児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせ、「豊

かな心」と「健やかな体」を育むとともに、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進してまいります。

そのため、コミュニティ・スクール、英語のまち推進事業、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置事業、特別支援教育支援員配置事業等の充実を図るとともに、小中一貫教育を推進し、本市の将来を担う「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」を進めてまいります。

学校施設では、新たに、小・中学校及び幼稚園の教室・職員室への空調設備の実施設計を行うなど、安全で快適な教育環境の整備に努めてまいります。

高校の振興では、串木野高等学校について、部活動の活性化を目的として新たに外部指導者補助金を設けるとともに、市来農芸高等学校について、急激な入学者の減少対策として新たに寮生活支援補助及び地域支援活動補助を実施してまいります。

学校給食センターについては、新施設の平成31年9月の供用開始を目指し、実施設計や造成工事等を実施してまいります。

社会教育については、子ども会や女性団体等との連携を深めながら、青少年の健全育成を目的に市民総ぐるみのあいさつ運動を展開するほか、家庭教育支援事業や学校支援事業を推進するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ってまいります。

文化の振興については、新たに、本市が生んだ歌人「萬造寺齊」の功績を顕彰する短歌大会開催助成や冠嶽園25周年記念事業を実施してまいります。

また、伝統芸能の保存・伝承に対する支援や郷土史料の収集に努めるとともに、麓地区の武家屋敷などの史跡を活かしたまちづくりについて

検討してまいります。

スポーツの充実については、総合運動公園等の更なる利用促進により市民の健康維持・増進を図るとともに、各種競技大会やスポーツ合宿の誘致を推進するほか、平成31年の高校総体や平成32年の国民体育大会開催に向け関係機関と連携しながら準備を進めてまいります。

国際交流については、英語のまち推進事業の充実を図るため、新たに国際交流員を設置し英語に親しめる環境整備等を行い、国際化に対応した人材育成に努めてまいります。

3. 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』

農業振興については、引き続き川南地区ほ場整備事業や串木野防災ダム改修事業を行うとともに、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業により地域による保全管理活動を支援するほか、農地中間管理機構と連携を図り、担い手への農地集積や耕作放棄地解消を推進してまいります。

また、担い手確保対策として、農業次世代人材投資事業、新規就農者支援事業等に取り組むとともに、農地利用推進員による農地利用の調整や集落営農の組織化を支援するほか、新たなブランド農産品の開発に向け取り組んでまいります。

米政策では、地元酒造メーカーとの連携による、地場産焼酎麴用米の作付けやスクミリンゴガイ駆除に係る助成を実施してまいります。

畜産対策については、引き続き、肥育素牛導入保留緊急対策事業を実施し、子牛導入経費の支援など畜産農家の経営安定を図ってまいります。

林業振興については、間伐事業の推進と森林整備の促進を図るとともに、大里地区治山事業を実施するほか、県トラック協会のトラックの森

植樹事業や鹿児島地域植樹祭により観音ヶ池市民の森へ植樹を行い、森林の保全と憩いの場の創出に努めてまいります。

水産業振興については、沿岸漁業対策で、魚類種苗放流や藻場環境推進事業等により水産資源の維持・増大を図るとともに、漁獲共済加入や漁船の船底清掃作業等の省エネ活動を支援してまいります。

遠洋まぐろ漁業では、まぐろ漁船母港基地化や「薩州串木野まぐろプロジェクト」の支援によりブランド化を推進するとともに、「串木野まぐろフェスティバル」の支援やスタンプラリーの開催など、魚食普及とまぐろのまちのPRに一層努めてまいります。

企業誘致については、引き続き誘致活動や既存企業への支援に取り組んでまいります。

また、本市特産品の海外販路開拓と串木野港の利用促進に向けて、引き続きシンガポールでの見本市に出展し、まぐろ運搬船を活用した特産品の輸送や海外向けの商品開発及びホームページ作成を行うとともに、国内外のクルーズ船の誘致に向け関係機関と研究してまいります。

商工振興については、空き店舗の活用に対する補助や既存店舗のリフォーム補助を行うほか、新たに、地域おこし協力隊の活用により情報発信の強化等を図るとともに、通り会等が企画・運営するイベント開催や「まちなかサロン」の活用、いちき串木野商工会議所、市来商工会等が実施する事業への支援を行ってまいります。

食のまちづくりの推進については、新たに整備された「食彩の里 いちきくしきの」を活用し、情報発信や交流人口の拡大に努めるとともに、さまざまな分野で市民や団体、事業所等と連携した取組を進めてまいります。

また、新たに、6次産業化アドバイザーの招聘による農林水産物の付

加価値向上や事業者間連携による新商品の開発、ふるさと納税制度の一層の推進を通じた特産品PR及び食のシティプロモーション事業を展開し本市の魅力や特産品を全国に発信してまいります。

観光振興については、平成30年の明治維新150周年に向け映画祭などのカウントダウンイベントの開催やNHK大河ドラマ「西郷どん」放映に向け県や関係機関と連携を図ってまいります。

また、教育旅行や総合観光案内所を活用した体験型観光、有名シェフによる地元食材の料理教室を実施するとともに、近隣市との連携による広域観光周遊バスの運行等により交流人口の拡大を図ってまいります。

4. 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

道路・交通網については、都心平江線や草良線、寺迫観音ヶ池線等の地域間ネットワーク道路の整備、弘山線、郷之原潟下線等の生活道路改良のほか、引き続き市街地の道路整備と橋梁長寿命化事業を進めるとともに、神村学園前駅の国道3号への歩道橋及び連絡通路の整備に向けて取り組んでまいります。

公共交通については、路線バスの運行補助のほか、「いきいきバス」・「いきいきタクシー」の利用促進を図ってまいります。

市街地の整備については、麓土地区画整理事業の早期完了を目指して事業を進めるほか、野元地区の住環境整備に向けた道路計画の調査を行うとともに、湊町地区の権現下公園と羽島地区の浜中公園にトイレを新設するなど公園の利便性の向上を図ってまいります。

住宅対策については、公営住宅でウッドタウン住宅の建設のほか、浜西住宅建替へ向け造成工事に着手するとともに、荒川地区の地域振興住宅の整備を進めてまいります。

民間住宅では、新たに、木造住宅の耐震診断及び改修に対して支援を行うとともに、県宅地建物取引業協会と連携した空き家バンク制度やリフォーム等の支援により空き家活用を促進するほか、危険廃屋の解体補助については、対象を拡大し居住環境の向上に努めてまいります。

定住促進については、新たに定住相談員の配置やお試し体験住宅の設置を行うなど、移住希望者に対する相談対応や定住・定着に向けた支援の強化に取り組んでまいります。

情報通信基盤の整備については、羽島地区において光ブロードバンドを整備し、インターネット環境の向上を図ってまいります。

以上、市政運営に当たり私の所信の一端と平成29年度の施策の概要について申し上げます。

私は、平成17年に初代市長に就任して以来、初心を忘れることなく、本市の発展に情熱を持って邁進してまいりました。

今年は第2次総合計画スタートの年、この節目に市政を任された者として、ゆるぎない信念と既成概念にとらわれない大胆な発想で挑戦し、誇りある我がまちいちき串木野を子や孫、さらにはその次の世代へと引き継いでいくことが私に課せられた使命であり、継続こそが力であります。

将来をしっかりと見据え、次代を担う子どもたちが、自分の生まれ育ったまちに愛着と誇りをもち、「住み続けたい」と実感できるまち、そして「住んでみたい」と選択されるまちを目指し、市民の皆様の参画のもと、一意専心、市政発展に取り組む所存であります。

議員各位並びに市民の皆様のなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

Ⅱ 予算議案の概要

次に、予算議案の概要について、説明を申し上げます。

国の平成 29 年度地方財政計画においては、一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるように、一般財源総額は前年度水準を上回る額が確保されたところであります。

第 2 次総合計画の初年度にあたる平成 29 年度の本市当初予算は、移住・定住促進、空き家対策、結婚支援などにより定住人口の拡大、ふるさと納税等を活用した特産品の開発・振興など地域活性化につながる各種施策に取り組むほか、公共施設の老朽化対策を推進しながら、合併特例債等を活用し、将来を見据えた社会基盤整備を進めることとしております。

歳入面では、市税の増収が見込まれるものの地方消費税交付金及び合併算定替の段階的縮減などにより地方交付税の減少が見込まれております。

一方、歳出面では、人件費は減少するものの扶助費及び公債費等が増加するため財政調整基金等から基金繰入れを行うとともに、普通建設事業費の大幅な増に伴い、合併特例事業債等の市債を発行し、予算編成したところであります。

今後、普通交付税が段階的に縮減するなど、従来にも増して厳しい財

政状況が見込まれますので、これまで以上に徹底した事務事業等の見直しを行いながら、効率的で持続可能な財政運営に努めてまいる所存であります。

それでは、会計ごとに予算議案の概要を説明申し上げます。

(1) 一般会計

平成 29 年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 167 億 7,300 万円で、対前年度 10.8%の増であります。

歳出を性質別に前年度と比較しますと、義務的経費のうち人件費は 1.4%の減、扶助費は児童発達支援給付費等により 3.6%の増、公債費は 3.1%の増となっております。

消費的経費のうち、物件費は 0.2%の減、補助費等は市長・市議会議員選挙費等により 3.2%の増となっております。

積立金は新電源交付金(原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金)の基金積立により 56.1%の増、繰出金は療育事業特別会計等の廃止に伴い 0.5%の減であります。

投資的経費のうち普通建設事業費は 55.3%の大幅な増で、これは最終処分場建設事業、麓土地区画整理事業及び社会福祉施設整備事業補助金などによるものであります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

市税は市民税、固定資産税及び軽自動車税の増収を見込み、対前年度

2.9%の増であります。

地方交付税は普通交付税について、合併算定替の段階的縮減などに伴い0.2%の減と見込んでおります。

国庫支出金は16.8%の増で、最終処分場建設事業に係る循環型社会形成推進事業費等によるものであります。

県支出金は20.2%の増で、新電源交付金（原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金）等によるものであります。

寄附金は8.7%の増で、ふるさと納税寄附金によるものであります。

繰入金は2.0%の減で、財政調整基金を3億8,400万円、市債管理基金を1億3,100万円、ふるさと寄附金基金を1億8,777万1千円繰り入れております。平成29年度末の基金残高は、財政調整基金で6億7,196万8千円、市債管理基金で16億7,998万円を見込んでおります。

市債は57.0%の増で、最終処分場建設事業等に係る合併特例事業債の増によるものであります。なお、平成29年度末の市債残高は、228億5,377万円を見込んでおります。

第2条地方債で、起債の目的及び限度額等を定め、第3条で、一時借入金の最高限度額を15億円と定め、第4条で、歳出予算の流用の範囲を定めております。

(2) 特別会計

国民健康保険特別会計は、歳入歳出それぞれ49億2,710万8千円で、

対前年度 3.0%の減であり、主に一般被保険者療養給付費の減によるものであります。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出それぞれ 7 億 3,640 万 4 千円で、対前年度 4.4%の増であり、主に串木野クリーンセンター長寿命化事業などの増によるものであります。

地方卸売市場事業特別会計は、歳入歳出それぞれ 25 万 5 千円で、対前年度 64.3%の減であります。

介護保険特別会計は、歳入歳出それぞれ 36 億 5,309 万 1 千円で、対前年度 2.0%の増であり、主に介護サービス等諸費の増によるものであります。

国民宿舎特別会計は、歳入歳出それぞれ 255 万 1 千円で、対前年度 59.5%の減であります。

戸崎地区漁業集落排水事業特別会計は、歳入歳出それぞれ 1,848 万 7 千円で、対前年度 16.9%の増であり、主に維持管理費の増によるものであります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出それぞれ 4 億 1,270 万 3 千円で、対前年度 0.4%の増であります。

(3) 水道事業会計

本年 4 月 1 日から簡易水道事業の統合に伴い、本年度の業務予定量を給水戸数 1 万 2,935 戸、年間総給水量 412 万 3 千トンと予定しております。

す。

収益的収支の予定額は、収入において、一般会計からの補助金及び資本費繰入収益などの増を見込み 6 億 5,176 万 7 千円、支出を簡易水道事業の減価償却費などの増により 6 億 5,105 万 5 千円としております。

資本的収支の予定額は、収入を 2 億 3,368 万 3 千円、支出を 5 億 2,154 万 8 千円としております。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額 2 億 8,786 万 5 千円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金をもって補填することとしております。

Ⅲ. 議案の概要

次に、議案について説明を申し上げます。

議案第18号いちき串木野市空家等対策協議会条例の制定についてであります。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき設置する空家等対策協議会の組織及び運営等に関する事項について規定しようとするものであります。

議案第19号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、関係条例を整備しようとするものであります。

議案第20号いちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

議案第21号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

議案第22号市道の廃止及び認定についてであります。

鹿児島県から移管される主要地方道川内・串木野線の旧道敷を新たに荒川下線として認定するとともに、道路改良に伴い、接続する市道の起

点・終点の変更が生じる八房川線及び第２北新田工業団地線を廃止し、新たに八房・北新田線、八房川線及び第２北新田工業団地線を市道認定するため、道路法（昭和 27 年法律第180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

生福交流センターに設置した食品乾燥庫の使用料を徴収するため、改正しようとするものであります。

議案第24号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ウッドタウン 2 棟 2 戸の完成及び袴田住宅 2 棟 2 戸の用途廃止に伴い、改正しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決してくださいますようお願い申し上げます。